様式第１－１号（第４条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番 　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年 月 日

　山梨県知事 殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　市町村長　印

○○年度山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金（経営発展支援事業、経営開始資金、経営開始型、経営発展支援金事業、初期投資促進事業のうち該当するものを１つ記載）交付申請書

○○年度において、次のとおり事業を実施したいので、山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金交付要綱第４条第１項の規定に基づき、補助金交付を申請します。

　 １　補助金交付申請額　　　　　　　　　円

２　経費の配分及び負担区分

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助事業に  要する経費  （Ａ＋Ｂ） | 負担区分 | | 経費積算の  根拠 |
| 県補助金 （Ａ） | その他  （Ｂ） |
| １　経営発展支援事業、経営開始資金、経営開始型、経営発展支援金事業、初期投資促進事業のうち該当するものを１つ記載 |  |  |  |  |
| ２　推進事業 |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |

３　収支予算

（１）収入の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 本年度  予算額 | 前年度  予算額 | 比較増減 | | 備考 |
| 増 | 減 |
| 県補助金 |  |  |  |  |  |
| その他 |  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |

（２）支出の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位： 円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 本年度  予算額 | 前年度  予算額 | 比較増減 | | 備　考 |
| 増 | 減 |
| 経営発展支援事業、経営開始資金、経営開始型、経営発展支援金事業、初期投資促進事業のうち該当するものを１つ記載 |  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |

　４　事業完了予定年月日　　　　年　　月　　日

（注）本様式における押印は省略しても差支えないものとする。

様式第１－２号（第４条関係）新規就農者育成総合対策実施要綱別記２別紙様式第３号を一部加筆修正

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日

山梨県知事　殿

山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金

就農準備資金等交付申請書兼請求書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

氏　名　　　　　　　印

山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金交付要綱第４条第１項の規定に基づき就農準備資金等の交付を申請します。

なお、同要綱第11条の規定により補助金の額が確定された場合は、本書をもって下記の額を交付されたく請求します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 交付期間 | 年　　月　　日 | ～ | 年　　月　　日 |
| 今回申請する資金の対象期間 | 年　　月　　日 | ～ | 年　　月　　日 |
| 交付申請額 | 千円 | | |
| 常勤の雇用契約の締結 | □　締結している　　□　締結していない | | |
| 生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等（例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等） | □　給付等を受けている  □　給付等を受けていない | | |
| 保証人　住所・氏名 |  | | |

資金の振込口座※

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関店舗名等 | 銀行　信用金庫　信用組合  労働金庫　　農業協同組合  信用農業協同組合連合会　農林中金 | | | | | | | 店・所 | | | | 出張所 | | | | |
|  | 金融機関コード | | | | | | |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 預金・貯金の種類 | 普通預金･当座預金 | | | | | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 郵便局 | 記号 |  |  |  |  |  | （当座）  番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座名義人 | | （ふりがな）  氏 名 |  | | | | | | | | | | | | | |

　※　２回目以降の申請については、前回から変更が無い場合は記入（添付）しなくてもよい。

（注）本様式における押印は省略しても差支えないものとする。

様式第２号（第５条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　　号

　　　　　　年　月　日

　（交付対象者）氏　名　殿

　　市　町　村　長　　　殿

　　　　　　山梨県知事　印

○○年度山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金（経営発展支援事業、経営開始資金、経営開始型、経営発展支援金事業、初期投資促進事業、就農準備資金等のうち該当するものを１つ記載）交付決定通知書

○○年○○月○○日付け第○○号をもって申請のあった山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金については、同補助金交付要綱第５条により、次のとおり交付を決定する。

　１　補助金の交付対象となる事業及びその内容は、補助金交付申請書の記載のとおりとする。

　２　補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費　　　金　　　　　　　　　円

補助金の交付決定額　　　　金　　　　　　　　　円

　３　補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書のとおりとする。

４　補助金の交付の条件は次のとおりとする。

1. 市町村及び交付対象者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年４月１日付け12構改Ｂ第350号農林水産事務次官依命通知（以下「国交付要綱」という。））、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月29日付け３経営第3142号農林水産事務次官依命通知。（以下「国総合対策実施要綱」という。））及び一般社団法人全国農業会議所が定める「経営発展支援事業」、「就農準備資金・経営開始資金」、「農業次世代人材投資事業」、「就農準備支援事業」、「初期投資促進事業」、「就農準備・経営開始支援事業」実施に関する内規に従わなければならない。
2. 市町村長は、補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、補助金変更承認申請書（様式第３号）を提出して知事の承認を受けなければならない。
3. 市町村長は、補助事業を中止又は休止しようとするときは、あらかじめ中止（休止）承認申請書（様式第４号）を提出して知事の承認を受けなければならない。
4. 就農準備資金等の交付を受けた者（以下「就農準備資金等交付対象者」という。）が交付の中止又は休止をしようとする場合は、中止届（様式第５号）又は休止届（様式第６号）を知事に提出しなければならない。また、休止届を提出した就農準備資金等交付対象者が研修を再開する場合は、研修再開届（様式第７号）を知事に提出しなければならない。
5. 市町村は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため消費税相当額を含めて申請した補助金について、次の条件に従わなければならない。
   1. 市町村は、補助事業の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
   2. 市町村は、実績報告の提出後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記①により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第12号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

また、市町村は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について同様式により県に報告しなければならない。

1. 事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事又は農務事務所長に報告してその指示を受けなければならない。
2. この事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出について証拠書類又は証拠物を、事業終了の年の翌年度から起算して５年間整備保管しなければならない。
3. 市町村及び交付対象者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、新規就農者育成総合対策実施要綱別記１の第８の８の（１）の規定又は新規就農者確保緊急対策別記６第８の８の（１）の規定に基づき適正に管理運営するものとし、市町村は交付対象者が整備した取得財産等について、処分制限期間中に担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱第19で処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、新規就農者育成総合対策実施要綱別記１の第８の８の（２）の規定又は新規就農者確保緊急対策別記６第８の８の（２）の規定に基づき財産処分の申請を行い、知事の承認を受けなければならない。
4. 前記の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
5. 市町村は、本事業に関して交付対象者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を県を経由し国へ返還しなければならない。

５　補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

（１）　次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金を他の用途へ使用したとき。

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき。

（２）　補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

（３）　交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じ、当該補助金の額につき年利10.95％の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

（４）　補助金の返還を命ぜられ、これを期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95％の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

* 新規就農者育成総合対策実施要綱別記１の第11の４又は別記２の第５の１の（４）、採択決定年度の農業人材力強化総合支援事業実施要綱返還規定、新規就農者確保緊急対策実施要綱別記６の第11の５又は新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱別記１の第５の１の（４）に該当することが明らかになった場合には、交付決定額の一部又は全部が返還となる。

様式第３号（第６条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　 号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年 月 日

　山梨県知事 殿

市町村長　印

○○年度山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金（経営発展支援事業、経営開始資金、経営開始型、経営発展支援金事業、初期投資促進事業のうち該当するものを１つ記載）変更承認申請書

○○年○○月○○日付け第○○号で交付決定のあった山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金について、同補助金交付要綱第６条の規定により申請します。

　１　変更の理由

　２　変更の内容

　３　経費の配分及び負担区分

　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助事業に  要する経費  （Ａ＋Ｂ） | 負担区分 | | 経費積算の  根拠 |
| 県補助金 （Ａ） | その他  （Ｂ） |
| １　経営発展支援事業、経営開始資金、経営開始型、経営発展支援金事業、初期投資促進事業のうち該当するものを１つ記載 |  |  |  |  |
| ２　推進事業 |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |

４　収支予算

（１）収入の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 本年度  予算額 | 前年度  予算額 | 比較増減 | | 備考 |
| 増 | 減 |
| 県補助金 |  |  |  |  |  |
| その他 |  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |

（２）支出の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 本年度  予算額 | 前年度  予算額 | 比較増減 | | 備　考 |
| 増 | 減 |
| 経営発展支援事業、経営開始資金、経営開始型、経営発展支援金事業、初期投資促進事業のうち該当するものを１つ記載 |  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |

　５　添付書類

新規就農者育成総合対策実施要綱別記１の第９の２、同要綱別記２の第８の２、農業人材力強化総合支援事業実施要綱別記１の第６の２又は新規就農者確保緊急対策実施要綱別記６の第９の２の規定により事業実施計画の変更承認申請を行った場合は、当該申請に添付した事業実施計画書

（注１）３、４の項目については、補助金の交付決定により通知された経費の配分と変更後の経費の配分とを容易に比較対照できるように、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

　（注２）本様式における押印は省略しても差支えないものとする。

様式第４号（第６条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　　号

　　　　　年　月　日

　山梨県知事　殿

市町村長　印

○○年度山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金（経営発展支援事業、経営開始資金、経営開始型、経営発展支援金事業、初期投資促進事業のうち該当するものを１つ記載）中止（休止）承認申請書

　○○年○○月○○日付け第○○号で交付決定のあった山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金について、次のとおり中止（休止）したいので、同補助金交付要綱第６条の規定により申請します。

　１　中止（休止）の理由

（できるだけ具体的に記入すること）

２　中止の期間（休止の時期）

（注）本様式における押印は省略しても差支えないものとする。

様式第５号（第６条関係）新規就農者育成総合対策実施要綱別記２別紙様式第６号と同じ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日

山梨県知事　殿

中 止 届

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名 　　　印

就農準備資金等の受給を中止しますので、山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金交付要綱第６条の規定に基づき中止届を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 中止日 | 年 月　　日 |
| 中止理由 |  |

（注）本様式における押印は省略しても差支えないものとする。

様式第６号（第６条関係）新規就農者育成総合対策実施要綱別記２別紙様式第７号と同じ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日

山梨県知事　殿

休 止 届

氏　名　　　　印

就農準備資金等の受給を休止しますので、山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金交付要綱第６条の規定に基づき休止届を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 休止予定期間 | 年　　月　　日　～　　年　　月　　日 |
| 休止理由及び再開の見込み |  |
| 再開に向けたスケジュール | 年 　月　 日 |
| 年　 月　 日 |
| 年　 月 　日 |
| 年　 月　 日 |

　添付資料

　　・母子手帳の写し（妊娠・出産により休止する場合）

　　・被災証明等被災が確認できる書類（災害により休止する場合）

（注）本様式における押印は省略しても差支えないものとする。

様式第７号（第６条関係）新規就農者育成総合対策実施要綱別記２別紙様式第８号と同じ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日

山梨県知事　殿

研 修 再 開 届

　　　　氏　名　　　　印

就農準備資金等の受給を再開しますので、山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金交付要綱第６条の規定に基づき研修再開届を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 休止期間 | 年　　月　　日　～　　年　　月　　日 |
| 研修再開日 | 年　　月　　日 |
| 研修機関等 |  |
| 交付残期間 | 年　　月　　日　～　　年　　月　　日 |

（注）本様式における押印は省略しても差支えないものとする。

様式第８号（第７条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　　号

　　　　　年　月　日

　山梨県知事　殿

市町村長　印

○○年度山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金（経営発展支援事業、経営開始資金、経営開始型、経営発展支援金事業、初期投資促進事業のうち該当するものを１つ記載）に係る交付決定前着手届

　○○年度山梨県新規就農者育成総合対策事業に係る別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので、次のとおり交付決定前着手届を提出します。

１　交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、市町村が負担するものとする。

２　交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

３　当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業内容 | 補助事業に要する経費 |  | 着手予定年月日 | 完了予定年月日 | 理　　由 |
| うち補助金 |
|
|  |  |  |  |  |  |

添付資料（該当する全ての計画を添付）

* 市町村経営発展支援事業計画（写し）  
   （新規就農者育成総合対策実施要綱別記１別紙様式第10号）
* 市町村事業計画（写し）  
   （新規就農者育成総合対策実施要綱別記２別紙様式第25号）
* 市町村農業次世代人材投資事業計画（写し）  
   （農業人材力強化総合支援事業実施要綱別記１別紙様式第25号）
* 市町村初期投資促進事業計画（写し）

　　（新規就農者確保緊急対策実施要綱別記６別紙様式第10号）

（注）本様式における押印は省略しても差支えないものとする。

様式第９号（第８条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　　号

　　　　　年　月　日

山梨県知事　殿

　市町村長　印

○○年度山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金（経営発展支援事業、経営開始資金、経営開始型、経営発展支援金事業、初期投資促進事業のうち該当するものを１つ記載）概算払請求書

　○○年○○月○○日付け第○○号で交付決定のあった山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金について、同補助金交付要綱第８条の規定により次のとおり概算払いを請求します。

　１　概算払請求額　　　　　　　　　　　　　円

　２　内　　　　訳

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助金  交付決定額① | 既概算  交付額② | 差引額  ①－②＝③ | 今回  概算請求額 | 備　　考 |
|  |  |  |  |  |

３　概算払請求の理由

４　支払いの方法

　 口座振替

　　　　　金融機関名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　本店・支店（支店名　　　　　　　　　）

　　預金種別　　 当 座 ・　普 通

　 口座名義

　口座番号　　　No.

（注１）第９条の第１項ただし書き規定に基づき、事業遂行状況報告書に代える場合は、備考欄に「遂行状況報告（第〇・四半期末の進捗度）」について記載すること。

（注２）本様式における押印は省略しても差支えないものとする。

様式第10号（第９条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　　号

　　　　　年　月　日

山梨県知事 殿

　　市町村長　印

○○年度山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金（経営発展支援事業、経営開始資金、経営開始型、経営発展支援金事業、初期投資促進事業のうち該当するものを１つ記載）事業遂行状況報告書

○○年○○月○○日付け第○○号により補助金の交付決定の通知があった山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金について、同補助金交付要綱第９条の規定により、次のとおり事業遂行状況を報告します。

１　事業遂行状況（　　月末現在）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 計画事業費  Ａ | 出来高事業費  Ｂ | 進　捗　度  Ｂ／Ａ | 残高事業費 | 摘　要 |
| 経営発展支援事業、経営開始資金、経営開始型、経営発展支援金事業、初期投資促進事業のうち該当するものを１つ記載 | 円 | 円 | ％ | 円 |  |

２　事業開始年月日　　　　　　年　　月　　日

３　事業完了（予定）年月日　　年　　月　　日

（注）「区分」の欄には、補助金交付申請書の２の「経費の配分」の区分欄に記載された事項について記載すること。

（注）本様式における押印は省略しても差支えないものとする。

様式第11号（第10条第１項関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　　号

　　　　　年　月　日

　山梨県知事 殿

　　市町村長　印

○○年度山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金（経営発展支援事業、経営開始資金、経営開始型、経営発展支援金事業、初期投資促進事業のうち該当するものを１つ記載）実績報告書

○○年○○月○○日付け第○○号により補助金の交付決定の通知があった事業について、別添のとおり実施したので、山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金交付要綱第10条第１項の規定により、その実績を報告します。

　１　補助金の額　　　　　　　円

　２　経費の配分及び負担区分

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助事業に  要する経費  （Ａ＋Ｂ） | 負担区分 | | 経費積算の  根拠 |
| 県補助金 （Ａ） | その他  （Ｂ） |
| １　経営発展支援事業、経営開始資金、経営開始型、経営発展支援金事業、初期投資促進事業のうち該当するものを１つ記載 |  |  |  |  |
| ２　推進事業 |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |

３　収支予算

（１）収入の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 本年度  精算額 | 本年度  予算額 | 比較増減 | | 備考 |
| 増 | 減 |
| 県補助金 |  |  |  |  |  |
| その他 |  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |

（２）支出の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 本年度  精算額 | 本年度  予算額 | 比較増減 | | 備　考 |
| 増 | 減 |
| 経営発展支援事業、経営開始資金、経営開始型、経営発展支援金事業、初期投資促進事業のうち該当するものを１つ記載 |  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |

４　事業完了年月日　　　　年　　月　　日

５　添付書類

* 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費毎の内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。
* また、このほか交付申請書又は変更承認申請書に添付したものに変更があったものについては、必要書類を添付すること。

（注）本様式における押印は省略しても差支えないものとする。

様式第12号（第10条第４項関係）

　　 番　　　　　　号

　　　　　年　月　日

山梨県知事　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　市町村長　印

○○年度山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金の

仕入れに係る消費税等相当額報告書

○○年○○月○○日付け第○○号で交付決定のあった山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金について、同補助金交付要綱第10条第４項の規定により報告します。

１　補助金の額の確定額

　　　　　　金　　　　　　　　円

（　　年　　月　　日付け　　第　　　号による額の確定通知額）

２ 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額

　　　　　　金　　　　　　　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額

　　　　　　金　　　　　　　　円

４ 補助金返還相当額（３－２）

　　　　　　金　　　　　　　　円

　※ 記載内容確認のため、以下の資料を添付

* 消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等があるもの）
* 申告書付表「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
* ３の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出）

５　当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

※ 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載

６　当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

　※ 記載内容確認のため、以下の資料を添付

* 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
* 新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が確認できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
* 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）

（注）本様式における押印は省略しても差支えないものとする。

様式第13号（第13条第２項関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　　号

　　　　　年　月　日

　山梨県知事　殿

　住所

　氏名　(交付対象者)　印

○○年度就農準備資金等の返還申出書

別紙「交付決定通知書」に基づき交付を受けた資金について、次の理由により資金の一部である〇〇〇，〇〇〇円を返還します。

　１　返還理由

※　新規就農者育成総合対策実施要綱別記２の第５の１の（４）、採択決定年度の農業人材力強化総合支援事業実施要綱の返還規定、新規就農者確保緊急対策別記５の第５の４又は新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱別記１の第５の１の（４）における返還の理由を記入する。

　２　研修期間及び給付期間

　　　研修期間　　〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日

　　　給付期間　　〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日

　３　返還額

　　　既交付額　金〇〇〇，〇〇〇円（〇〇年〇〇月～〇〇年〇〇月分）

　　　返還額　　金〇〇〇，〇〇〇円（〇〇年〇〇月～〇〇年〇〇月分）

（注）本様式における押印は省略しても差支えないものとする。

様式第14号（第13条第３項関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　　号

　　　　　年　月　日

　（交付対象者）氏　名　殿

　　 　　　　　　　　　　山梨県知事　印

○○年度山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金返還通知書

○○年○○月○○日付け第○○号をもって交付決定をした山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金については、同補助金交付要綱第13条第３項により、次のとおり返還を命ずる。

　１　返還理由

* 新規就農者育成総合対策実施要綱別記２の第５の１の（４）、採択決定年度の農業人材力強化総合支援事業実施要綱の返還規定、新規就農者確保緊急対策別記５の第５の４又は新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱別記１の第５の１の（４）における返還の理由を記入する。

　２　返還額は次のとおりとする

　　　　　　　　既交付額　　　　 金　　　　　　　　　円（○○年度分）

　　　　　　　　返還額　　　　　 金　　　　　　　　　円

様式第15号（第13条第４項関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　　号

　　　　　年　月　日

　山梨県知事　殿

　　市町村長　印

○○年度山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金返還報告書

○○年○○月○○日付け第○○号をもって交付決定となった山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金について、下記の者より返還がありました。つきましては、同補助金交付要綱第13条第４項により、次のとおり報告します。

　１　返還者　住所・氏名

　２　返還理由

* 新規就農者育成総合対策実施要綱別記１の第１１の５又は別記２の第５の２（４）又は採択年度の農業人材力強化総合支援事業実施要綱の返還規定又は新規就農者確保緊急対策別記６の第11の５における返還の理由を記入する。

　３　返還額

　　　　　　　既交付額　　　　　 金　　　　　　　　　円（○○年度分）

　　　　　　　返還額　　　　　　 金　　　　　　　　　円

（注）本様式における押印は省略しても差支えないものとする。

様式第16号（第13条第５項関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　　号

　　　　　年　月　日

　市　町　村　長　殿

　　 　　　　　　　　　　山梨県知事　印

○○年度山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金返還通知書

○○年○○月○○日付け第○○号をもって報告のあった山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金については、同補助金交付要綱第13条第５項により、次のとおり返還してください。

　１　返還内容

　　　（補助金返還報告書（様式第15号）による）

　２　返還額は次のとおりとする

　　　　　　　　既交付額　　　　　 金　　　　　　　　　円（○○年度分）

　　　　　　　　返還額　　　　　　 金　　　　　　　　　円

様式第17号（第14条関係）

返還免除申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日

山梨県知事　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　印

新規就農者育成総合対策実施要綱別記２第６の１の（８）の規定に基づき、返還免除申請書を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 返還免除を  申請する  理由 |  |

* 下線部は補助金によって変更する。

準備型の場合は、採択年度の農業人材力強化総合支援事業実施要綱の返還免除の規定

就農準備支援事業の場合は、新規就農者確保緊急対策実施要綱別記５第６の８

就農準備支援資金の場合は、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱別記１第６の１の（８）

（注）本様式における押印は省略しても差支えないものとする。